

令和4年第5回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和4年5月30日
- ・ 会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和4年5月30日(月) 午後2時00分

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 24 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 25 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 26 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 27 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 28 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理の取消しに対する専決処分について
- 6) 報告第 29 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 7) 報告第 30 号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
- 8) 報告第 31 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 9) 議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について
- 10) 議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 11) 議案第 32 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 33 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 13) 議案第 34 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 14) 議案第 35 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和4年5月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和4年5月30日(月) 午後2時00分			
	閉 会	令和4年5月30日(月) 午後3時08分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	欠	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐	笠原 正史			
	農地係長	関根 克己			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	小林 豊			
	主査	山口 圭一			
参 与	農業振興課補佐	福島 豊一			
	農業振興課 農業用地係長	金井 辰裕			

会 議 件 名		て ん 末	
議	開会	事務局長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和4年第5回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。 議席番号21番塚原委員が欠席でございます。 従いまして、委員24人中23人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、農地利用最適化推進委員は、14人の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号24番石川委員、議席番号1番木口委員、以上2名を指名いたします。 よろしくをお願いいたします。
進	報告事項について	議 長	それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第31号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して事務局より報告していただきます。 事務局お願いします。
		事務局	はい。それでは事務局より報告させていただきます。 【報告第24号～報告第31号についてそれぞれ概要を説明】
		事務局	報告案件につきましては以上となります。 よろしくをお願いいたします。
		議 長	はい。ありがとうございました。ただ今事務局より報告がありました本件は専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
行	議案第30号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書の14ページ、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい。それでは議案書14ページ、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。 【議案第30号について概要を説明】
		事務局	農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
状			
況			

会議件名		て ん 末		
会 議 進 行 状 況		議 長	はい。ただいま事務局より説明のありました本件のうち、整理番号7番から9番、25番、30番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 議席番号23番塚越委員、お願いします。	
		塚越委員	はい。それでは整理番号7番から9番の借受人の新規就農について、報告いたします。 借受人は、地元の農家や親元で農業経験を積んだのち、経営の勉強をしていきたいと考え、父とは別の経営体で独立して5年になります。以前より相対で農地を借り受けてきましたが、今回、正式な手続きをふんで、農業経営の安定を図りたいとのことです。労働力は、本人のみです。作物構成は、ブロッコリーとトウモロコシの二毛作です。基本装備は、トラックを自己所有しており、それ以外の農業用作業所などの施設や農機具は、父から無償で借り受け、親元を拠点に営農していますが、今後は所有も考えていきたいとのことです。販路は、農業協同組合、市内の卸売市場や直売所等とのことです。 以上のことから、農業経験と意欲があり、父から基本装備等の支援を受けることができるため、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は以上となります。 よろしく願いいたします。	
		議 長	はい。塚越委員、ありがとうございました。 続きまして、議席番号17番飯島委員、お願いします。	
		飯島委員	はい。それでは整理番号25番の借受人の新規就農について、報告いたします。 5月17日に、私と加藤推進委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。借受人は、建築業のかたわら親元で農業経験を積んできました。親元である義理の父が高齢のため、経営規模を縮小していることから、義理の父の農地を借り受け、義理の両親の面倒を見ながら、専業農家としてやっていきたいと考えたとのことです。また、農業経営が軌道に乗れば、農地を増やしていきたいとのことです。労働力は、本人、妻、義理の父と母の4人とのことです。作物構成は、サラダほうれん草、ネギ、甘長とうがらしとのことです。基本装備は、トラクター、耕耘機、トラックを自己所有しており、それ以外の農業用作業所などの施設や農機具は、義理の父から無償で借り受けるとのことです。販路は、市内の卸売市場や直売所等を予定しているとのことです。 以上のことから、必要な装備を備え農業意欲もあり、両親から技術指導等の支援を受けることができるため、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。 よろしく願いいたします。	
		議 長	はい。飯島委員、ありがとうございました。 引き続きまして、議席番号24番石川委員、お願いします。	
		石川委員	はい。整理番号30番の借受人の新規就農について、報告いたします。 5月17日に、私と坂本委員、荻野委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。借受人は、深谷市内の農業法人に16年勤務しており、これまでの経験から栽培技術も身につけ、取引先も確保できたことから、会社を退職し、個人で就農するとのことです。将来的には深谷市で法人化も含めて、ブランド化を図った経営を考えているとのことです。労働力は、本人のみで、同時期に就農を考えている仲間と情報を共有していく予定であるとのことです。作物構成は、ネギとほう	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進		議 長	れん草で、どちらも会社で作業経験があり、耕作地の拡大を図っていきたいとのことです。基本装備は、トラックを自己所有しており、それ以外の農業用作業所や農機具は、現在勤務している会社から無償で借り受けるとのことです。販路は、深谷市内の卸売市場や卸売業者等を予定しているとのことです。 以上のことから、必要な装備や技術面での支援も受けることができるため、今回の就農については、特段問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。
		議 長	はい。石川委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
行 状 況	議案第31号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の28ページ、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、議案書28ページ、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局より説明いたします。 【議案第31号について概要を説明】
		事務局	農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。□ ご審議のほど、よろしく願いいたします。
		議 長	はい。事務局より説明のありました本件につきまして、続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の篠原委員、お願いします。
		篠原委員	はい。5月12日に、私と大澤推進委員と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号2番、3番の各譲受人の経営地につきましては、耕作・管理がおこなわれておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。
		議 長	はい。篠原委員、ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員の篠原委員お願いします。
		篠原委員	はい。3条現地調査の報告をいたします。5月12日に、私と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地調査を行いました。 整理番号1番の譲受人の経営地につきましては、耕作・管理がおこなわれておりました。申請地につきましても、特に問題はありませ

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議		議 長	<p>でした。 現地調査の結果、本件につきましては、農地の効率的な利用が 図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。</p>
		議 長	<p>はい。糸原委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
進 行 状	議案第32号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案書の29ページ、議案第32号「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>【議案第32号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>農地法4条の許可承認申請につきましては以上3件です。 ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について 審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
議 長		<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>	
況	議案第33号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案書の30ページ、議案第33号「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>【議案第33号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>農地法5条の許可申請につきましては以上7件です。 ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	はい。ただいま事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。 まず、この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 なお、整理番号7番につきましては農地改良となりますので、指導委員を指名いたします。 議席番号4番、柴崎委員、農地利用最適化推進委員の大澤 正委員、以上2名を指名いたします。 よろしく申し上げます。
進 行 状 況	議案第34号 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」	議 長	次に、議案書の33ページ、議案第34号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。議案第34号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、事務局よりご説明させていただきます。 【議案第34号について概要を説明】
		事務局	以上、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は1件でございます。 なお、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、対象となる農地が耕作する上で支障がないことの確認として、議席番号5番小内農業委員が現地の確認を行いましたことを併せてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。
		議 長	はい。ただいま事務局より説明のありました本件につきまして、まず現地を確認した委員より説明を求めます。 議席番号5番小内委員お願いします。
		小内委員	はい。本議案につきまして、5月上旬に納税猶予の対象となる農地の現地確認を行いました。 整理番号1番相続人の対象となるすべての特例農地につきましては、耕作が適切におこなわれており、特に問題はありませんでした。 現地確認の結果、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について支障はないと判断し、委員の意見といたします。 以上です。
		議 長	はい。小内委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。

会議件名		て ん 末	
会 議			<p>お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
	<p>議案第35号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 に係る意見について」</p>	<p>議 長</p> <p>農業振興課</p> <p>農業振興課</p> <p>農業振興課</p> <p>議 長</p> <p>塚越委員</p> <p>議 長</p> <p>塚越委員</p> <p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>次に、議案書の34ページ、議案第35号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第35号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」農業振興課より説明させていただきます。</p> <p>【議案第35号について概要を説明】</p> <p>以上、議案第35号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」の説明となります。 続きまして、事案番号1の明戸の深谷中央青果市場の件につきまして、通常の案件と異なりますので、追加で説明させていただきます。</p> <p>【事案番号1について概要を説明】</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。</p> <p>農業振興課より説明がありました本議案について審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(塚越委員、挙手)</p> <p>はい。</p> <p>はい。塚越委員。</p> <p>はい。それでは質問させていただきます。 事案番号26番、北根地区の水田にあたる場所なんですけど、これ水田ですけれど、かなり低い所にあって、非常に水田が上側に幅広く広がっておる所が1枚の30mくらいの幅に狭まる所なんです。それで、最近の集中豪雨だとか、それから線状降水帯ですとか、大雨が降る機会が大変増えているわけなんですけど、この所が農振除外をされて埋め立てされた場合、かなり高く盛ってもらいますと、農業委員会から手が離れますので、それからこの土地がかなり高くなった場合は、水の逃げる道が、北に排水路がほんの4、5mの幅になってしまいうわけです。今までは、道路の上側に〇〇さんの家がありまして、そこのところから越水して、下の水田に流れて用水路に入っていくわけなんですけど、この上側のところもかなりクランクしたりしてまして、何年かに1回は土手がいつも崩れてる所なんです。そういった面を考えて、田畑転換と違って私たちの手から離れますので非常に心配をされる場所なんですけれども、どうなのでしょう。そこら辺をお願いしたいと思います。</p> <p>はい。農業振興課お願いします。</p> <p>はい。塚越委員さんのおっしゃる通り、当該地の場所は北根289番地で面積は749㎡、□□□□さんの北側の位置に駐車場、事業</p>
進 行 状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			敷地の拡張として計画する内容となります。田んぼの面が道路の面よりかなり低くなっておりまして、計画にあたりましては、盛り土をする計画となっております。除外にあたっては、要件の中で周辺の農地への影響等は十分考慮したうえで計画しなければならないということとなっております、今回の計画の中では田んぼに面する部分、こちらについてはL型コンクリート擁壁の方を設置する計画となっております、雨水や土砂が田んぼの方に流出しないよう、水路の方にも流出しないような形で、計画の方は宅内、駐車場の中で処理ができるような形で計画の方は確認ができています状況です。 農地に面する面と水路に面する面については、コンクリートL型擁壁を設置して駐車場内に降った雨水とかが田んぼ等へ流出しない計画となっておりますことをご報告させていただきます。
		塚越委員	はい。
		議 長	はい。塚越委員。
		塚越委員	私はそのことを聞いているんじゃないんです。 その田んぼに溜まった水は僅かな水ですから、なんら問題はないと思います。それではなくてですね、上流から来る水がそこで堰き止められてしまって用水路を壊さないかという心配をしているわけです。その点について、市の方は考慮してくれましたかね。 現地を確認しているわけでしょう。
		農業振興課	はい。確認はしております。
		議 長	溢水して結局、用水路が壊れちゃうんじゃないかって質問なんだよね。その辺を十分検討した上で計画してもらったのかなということだよ。
		農業振興課	河川・水路自体の構造をいじったりする計画にはなっておりませんので、且つこちらの橋を占有する担当部署の方とも事前に協議の方をしていただいた上での申し出となっておりますので、水路が溢水するようなことはないような形で確認はしている状況でございます。
		議 長	はい。塚越委員どうでしょうか。
		塚越委員	現地をよく見てもらって。上流に水田がいっぱいあるわけなんですよ。その北根排水路も何年かに一回は土手が潰れて土地改良区が修理をしたりしているわけです。そういったところを専門家にちょっと検討していただいて、この件は保留にしていただけないかなと思うのですけど、もう一度検討していただけますか。
		農業振興課	はい。そうですね。 農地以外のこの排水路の溢水対策は、道路河川課の河川担当の方とよく協議いたしまして、その構造等、今回歩道を架けたり、橋を架けたりするわけなので、それで水が障害になって溢水したりすると困りますので、その辺の問題のない対応が技術上できるかどうかというのを、道路河川課の河川係の方と詰めたと思います。 よろしく申し上げます。
			(宇野委員、挙手)
		議 長	塚越委員、それでよろしいですか。
		塚越委員	はい。
		議 長	はい。では宇野委員、次どうぞ。

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況	宇野委員	はい。北根の宇野と申します。 この話初めて今知ったんですけど、ちょっと気になるのが水の処理の仕方。この中で処理するってことなんですけども、どんな処理をするんですか。溜めておくってことですか。	
	議長	舗装するとか、砂利敷きにするとか、それから擁壁はどのくらいの高さなのかとか、その辺についてちょっと説明してみてください。	
	農業振興課	はい。今回の駐車場の仕上げについては、敷砂利という形で計画の方は提出されておりまして、駐車場に降った雨はそこで浸透をさせるってということと、盛り土につきましては、高さについては図面には詳細な記載はないんですけど、外周部に設置するL型コンクリート擁壁については、高さが1m25cmの製品の方を設置する計画となっております。舗装面よりコンクリートのL型擁壁の仕上がり面は5cm上がった高さで設定してある状況です。L型のコンクリート擁壁の天端から5cm下がった位置が敷砂利の仕上がり面という形での計画となっております。	
	宇野委員	あの、路面より高くなるんですか。	
	農業振興課	路面より外周部のL型擁壁の設置高さが、敷砂利の面から5cm上がった形での仕上がり高さとなるので。	
	宇野委員	それで、要はそこに降った雨水はどこに流れるんですか。中に溜めるのか、周りに流しちゃうのか、どういう処理の仕方なのかってことなのですが。	
	農業振興課	それは敷砂利に浸透です。原則、宅内で処理する形になっておりますので。	
	宇野委員	はい。もう一つ、この排水路があるんですけど、この上に何かまたがるのができるんですか。さっき橋というようなこと言っていましたけど。現在、道路があるから当然橋が架かっているだけけど。	
	農業振興課	現在の水路の上を道路で渡っている橋から下流側に約14m、下流の部分に、駐車場部から道路へ出るための、水路の上を渡って人が歩く橋ができます。	
	宇野委員	人が歩く。車じゃなくてですか。	
	農業振興課	橋の幅が1.5mで、そこを人が歩けるような橋を計画してあります。一応構造的なものについては、事前に私の方で道路管理課の方にこういった構造の橋ができる計画なんだけど、支障があるかどうかというのは確認はしてありまして、道路占用位置だったりとか構造的なものは支障ないだろうということで、回答をもらっておりまして、詳細についてはこの後、河川占用という手続きがありますので、その中で見ていくってということで、私の方は確認している状況です。	
	宇野委員	あの私、農業委員としてというより地元住民として気になる質問なんです。地元にはこのことについて説明することがあるのですか。少なくとも自治会長とか。この辺りの形が大分変わるってことになるわけだけけど、いいか悪いかの意見を聞くかどうかはわからないけれども、かなり気になります。どういう形にそこが変わるのかってというのが。	
事務局長	はい。あの今までの経験からお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、こういった事例の場合ですと、申請者の方が地元説明をするかしないかということで、するところもあると思うんですけども、行政の方からは一般的に説明会等ははしないです。というのは、事業主体		

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>が民間の工事になりますので、そういったのが一般的かと思います。あと、雨水の話なんですけど、実は開発指導要項というのが決まってきました、これが建築物を作る際に雨水の浸透施設を設けなさいってことで、それは市街化もしくは市街化調整区域、場所によって若干の浸透量というのが変わってくるんですね。それで大規模なものになってくると、調整池を設けて雨水が一遍に河川にいかないような形をとるのが一般的なんですけれども、実はこの駐車場というのは、そういった規定の中に入ってきてないのが現状なんです。そこで今回は、農業振興課の方でもこういったものについて規定等がないんですけども、浸透するようになっていくことで調整をしてきたという流れになります。</p> <p>塚越委員のご質問の方は、ちょっとまた道路河川課の方とも相談させていただいてということになるかと思うんですけど、宇野委員のご質問については、一般的なお話ですけどそういう形です。</p>
	宇野委員		<p>水のことを気にしたのは、結局、すぐ下が田んぼになるわけです。一方については、両脇がその道路と排水路になる。そこに溜まった水はどういった形で流れるかわかりませんが、流れていって何か悪さしないかとか、その辺がちょっと気になったというか。そういう意味で隣の田んぼの人はどう思うだろうとか、事前に話が聞きたいなんてこともあるだろうとか、そういうのがちょっと気になりました。すみません。以上でいいです。</p>
	議 長		<p>はい、他にございますか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p>
	吉田委員		<p>はい。</p>
	議 長		<p>はい、吉田委員。</p>
	吉田委員		<p>はい。事業番号1番ですけど、明戸に青果市場ができるってことはですね、我々農家としては非常に待望してるんですけど、そういうことで、これから先、事業進めていくんだと思うんですけど、どういうスケジュールで、どのくらいでできるのかということで、現時点の話でいいですからお知らせいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
	農業振興課		<p>はい。それでは今後の予定でございますが、除外の方のこの手続きが終わりますと、次は農地転用の許可というものになります。農地転用の許可の方が8月ぐらいと見込んでおります。と、同時にですね、先ほど申したとおり、市の都市計画審議会の方も8月から9月にかけて行われまして、9月末で農地転用の許可と都市計画の審議会が了承されて両方の許認可がおりるとということで、その後、建築確認へと進んでいくという流れでございます。以上です。</p>
	吉田委員		<p>県の方の認可とかはいらないんですか。</p>
	農業振興課		<p>県から今回依頼されまして、深谷市の都市計画審議会と、あと農地転用ということで、今の状況だと9月の末ということなんです。</p>
	吉田委員		<p>はい、ありがとうございます。</p>
	事務局長		<p>ちょっと補足なんですけど、これから市場を作るっていう話は許可が必要だっていう話なんですけど、それが建築基準法上で市場を作る場合については、都市計画に規定されていないものについては許可が必要だよということを言っているんですね。俗に51条但し書許可と</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>いうんですけど、それで、その中で都市計画上支障がないかどうかというのを聞きなさいよという話があります。今、農業振興課の方で申し上げた都市計画審議会といのはそのところで、審議会の方に問いかけて、都市計画上大丈夫だということでしたら許可が下りて、その後建築確認に流れていく。そんな流れになっています。</p> <p>以上です。</p>
		吉田委員	<p>ありがとうございます。 なるべく早くできるようにお願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい、他にございますか。 農業に関わる問題で農地法だったり農振法があったり、その他に都市計画法があってということで、もろもろの法律があつていくつもの網がかかっているってことで、今の説明でいうと最終的には都計振でも判定いただくって流れになってます。従いましてここで我々が審議することにつきましては、農地法上ではっきり言ったらそこまでやることではないかということなんでしょうけど、あとは農振の方でしっかりフォローしていただいて。 他にご意見ございますか。</p>
		某 委員	<p>明戸に市場ができるってことなんだけど、前に戸森の方に作るというので、一応測量が入ったと。それは全部白紙になったということなんですか。</p>
		農業振興課	<p>はい。そうですね。そちらの方は白紙になって今度はこちらの方にということになります。</p>
		某 委員	<p>わかりました。</p>
		議 長	<p>他にありますか。 (塚越委員、挙手)</p>
		塚越委員	<p>はい。</p>
		議 長	<p>はい。塚越委員。</p>
		塚越委員	<p>先ほどの話を蒸し返すようですけど、この提出された案件はすべて一括上程されるんですか。今まで通りのように。 一件だけ保留するっていうことはできないんですか。 どうなんでしょうかね。</p>
		事務局	<p>はい。この件につきましては、農業委員会に意見を求めるということなんですね。今の除外の件については、議決するというよりも農業委員会に意見を求めるということなので、今の塚越委員の意見等をですね、26番ですか、これについては意見として農業振興課の方に出したいということでございます。</p>
		議 長	<p>ということで、意見を述べるということで塚越委員、ご理解いただけますか。</p>
		塚越委員	<p>はい。</p>
		議 長	<p>それでは、他に意見はありますか。 (委員より「なし」との声)</p>
		議 長	<p>「なし」との声がありますので、ここで採決をいたします。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	お諮りいたします。 本件は決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	本件については以上のとおり決します。 一応ですね、もろもろの意見がございましたので、それらにつきましては、担当課の農業振興課、精査いただくということによろしいですかね。
		農業振興課	はい。わかりました。
		議 長	もろもろの都計振等については、そちらについても併せてお願いしたいと思います。
		農業振興課	わかりました。
		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	以上をもちまして、令和4年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年5月30日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 石川 野理子

署名委員 木口 正彦